

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

鳥取県公報

目次
◇告示 豚コレラ予防注射の実施
ふそ病検査の実施

告示

鳥取県告示第三百二十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日及びびん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

昭和三十六年六月三日から七月三日までの期間各豚舎巡回注射

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第三百二十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、みづばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所

◇			
六日			
◇	倉吉市国府	◇	横田
◇	福吉町	◇	米子市道笑町
◇	岡	◇	岩美郡岩美町浦富
◇	清谷	◇	鳥越
◇	栗尾	◇	宇治
		◇	馬場
		◇	牧谷
		◇	八頭郡八東町妻鹿野
		◇	柿原
		◇	皆原
		◇	横田
		◇	茂田
		◇	倉吉市国府
		◇	福吉町
		◇	岡
		◇	清谷
		◇	栗尾
		◇	野島
		◇	後藤
		◇	吉岡
		◇	前田
		◇	小谷
		◇	山添
		◇	浜本
		◇	横山
		◇	末次
		◇	芦沢
		◇	上田
		◇	稻中
		◇	上田
		◇	松本
		◇	米榊
		◇	朝倉
		◇	谷田
		◇	山本

◇			
七日			
		◇	米子市昭和町
		◇	立町
		◇	中島
		◇	皆生
		◇	日野郡日野町
		◇	日南町
		◇	八頭郡河原町河原
		◇	袋河原
		◇	片山
		◇	八日市
		◇	氣高郡氣高町下坂本
		◇	上光
		◇	諸田
		◇	杵築
		◇	中原
		◇	福井
		◇	大下
		◇	田中
		◇	槇原
		◇	森下
		◇	松田
		◇	植木
		◇	荻原
		◇	松本
		◇	西村富士雄
		◇	西村 英治
		◇	西村 操
		◇	木下
		◇	高浜
		◇	岡田

別表

細菌学的検査……直接塗沫による芽胞検出
う児の性状

実施期日		実施区域		実施場所	
六月	四日	岩美郡国府町大石		山本養ほう場	
		雨滝		岸本	
		上地		細砂	
		三代寺		芝田	
		鳥取市岩倉		田中	
		東町		竹内	
		葉師町		伊吹	
		岩美郡津ノ井村杉崎		大橋	
五日					

鳥取市秋里	小谷
安蔵	奥田
桂見	福田
布勢	水氏
東町	籾田
吉方	岡島
八頭郡佐治村尾際	竹田
	野口
	小林
	小谷
	重松
	岸本
	豊島
	上田
	岸本
	杉本
	石井
	福井

〃 二十四日	東伯郡大栄町西高尾	森田
〃 〃	〃 〃	〃
〃 〃	〃 堺町	榎藤
〃 〃	〃 伊木	山本
〃 〃	〃 穴沢	河島
〃 〃	〃 別所	瀬尾
〃 〃	〃 上神	松井
〃 〃	〃 倉吉市和田	石田
〃 〃	〃 〃	石田
〃 〃	〃 上中谷	遠藤
〃 〃	〃 徳長	青砥
〃 〃	西伯郡西伯町鴨部	磯田
〃 〃	〃 穴沢	森田
〃 〃	〃 清谷	伊藤
〃 〃	倉吉市井手畑	岩間
〃 〃	東伯郡東郷町小鹿谷	伊東
〃 〃	〃 法勝寺	前田
〃 〃	西伯郡西伯町北方	伴東
〃 〃	〃 海田	伊東

倉吉市穴沢
 〃 福本
 〃 森田
 〃 山崎
 〃 大田

昭和四年四月十五日第三種郵便物認 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部月極 二〇円(送料共) 県